

# 社会福祉法人夢と虹の会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢と虹の会(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ①報酬については、別表1に定める額
- ②職務の為出張した時は、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

### (法人職員給与との併給)

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額は控除して支給する。

### (公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第7条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

① 評議員

名称	報酬	交通費
評議員会への出席	10,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円	3,000円

② 理事

名称	報酬	交通費
理事会等会議への出席	10,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円	3,000円

③ 監事

名称	報酬	交通費
監事監査等への出席	10,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円	3,000円

④ 評議員選任・解任委員

名称	報酬	交通費
委員会への出席	10,000円	3,000円